

承第 3号

専決処分の承認について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分をしたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求め
る。

令和3年6月1日提出

恵那市長 小坂 喬峰

専第5号

令和2年度恵那市一般会計補正予算（第13号）

令和2年度恵那市の一般会計補正予算（第13号）を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分をする。

令和3年3月31日専決

恵那市長 小坂 喬峰

（繰越明許費の補正）

第1条 繰越明許費の変更は、「第1表 繰越明許費補正」による。

第 1 表 繰越明許費補正

1. 変更

(単位：千円)

款	項	補 正 前		補 正 後	
		事業名	金額	事業名	金額
10 教育費	2 小学校費	小学校トイレ洋式化事業	151,860	小学校トイレ洋式化事業	209,740
10 教育費	3 中学校費	串原中学校トイレ洋式化事業	3,900	串原中学校トイレ洋式化事業	6,500